

実在する組織をかたる フィッシングメールに注意!



相談事例1

大手通販サイトからクレジットカード番号を登録し直すようにとのメールが来たので、記載されていたURLをクリックし名前やカード番号などを入力した。その後、約1万7千円分のカード利用がされていたことが判明。

(80歳代 男性)

相談事例2

大手カード会社から「不正利用の事例が多いので確認するように」とメールが届き、URLをクリックしカード番号などを入力した。その後、カード会社から「通信販売で不正な利用が確認された」と連絡があった。5万円ほどの買い物をされていた。

(70歳代 男性)

トラブルに遭わないために

◆**通販サイト、クレジットカード会社、フリマサービス運営事業者、携帯電話会社などの実在する組織をかたり**、パスワードやアカウントID、暗証番号、クレジットカード番号などの情報を詐取するフィッシングの手口が多く発生しています。

◆**メールに記載されたURLには安易にアクセスせず**、事業者の正規のホームページでフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。日頃から公式アプリやブックマークした事業者のサイトにアクセスすることを習慣にしましょう。

◆メールのURLにアクセスし、個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。**もし、アクセスしてしまっても、個人情報は絶対に入力してはいけません。**

◆困ったときは、すぐに消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

URLに
アクセスしない!



クイズで学ぼう! 消費生活のキホン (問い)



高知県立消費生活センター
キャラクター
くまっちゃん

Q. 消費生活について相談したいときにかける電話番号は?

- ① 消費者ホットライン118番
- ② 消費者ホットライン188番
- ③ 消費者ホットライン189番

出典:「社会への扉-12のクイズで学ぶ自立した消費者-」(消費者庁)

答えは次のページ →